

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則	（水産業振興課）	一
○漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則	（水産業基盤整備課）	一
○森林法施行細則の一部を改正する規則	（森林整備課）	二
○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	（港湾課）	二
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	三
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建築宅地課）	五
○卸売市場検査規程の一部を改正する訓令	（食産業振興課）	五
○漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定	（水産業基盤整備課）	五
○昭和二十九年宮城県告示第三百三十号（港湾区域決定）の一部改正	（港湾課）	六
○昭和三十八年宮城県告示第四百三十六号（港湾区域の認定）の一部改正	（同）	六
○平成二十四年宮城県告示第七百八十五号（仙台塩釜港港湾区域の変更）の一部改正	（同）	六

規 則

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則（平成十五年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第九条」に改める。

第二条中「宮城県水産林政部水産業振興課内」の下に「及び各地方振興事務所水産漁港部内」を加える。

第三条第三項中「閲覧所に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改める。

別記様式中「」を「」に、「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和五十一年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第一条中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

第七条中「第十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第八条中「第十二条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

様式第一号中

「 下記のとおり土地・水面の立入等をしていので許可されるよう漁港漁場整備法（第36条第1項において準用する）第24条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。」

「 下記のとおり土地・水面の立入等をしていので、許可されるよう漁港及び漁場の整備に関する法律（第36条第1項において準用する）第24条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。」

記

改める。

様式第三号中「漁港漁場整備法」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第四号中

「 下記のとおり漁港施設を^{改良}したいので許可されるよう漁港漁場整備法第37条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。」

「 下記のとおり漁港施設を^{改良}したいので、許可されるよう漁港漁場整備法第37条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。」

「.」を「.」に改める。

様式第十三号中「漁港漁場整備法施行細則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

様式第十四号中「漁港漁場整備法施行細則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に「お届けします」を「届けます」に改める。

様式第十五号中「漁港漁場整備法施行細則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に「お届けします」を「届けます」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の漁港漁場整備法施行細則の規定による諸様式等で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成十二年宮城県規則第百二十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第五項中「別表第二に定める求積図」を「同表に定める求積図」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「図面」を「区域図」に改め、同条第二項第一号イ中「第一条

各号」を「第三条各号」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 条例第八条第二項の規定により保安林の指定の解除の申請書に添付する書類のうち省令第四十八条第二項第五号の書類は、次に掲げるものとする。

一 資金計画書（第一項及び第二項の計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代えることができる。）

二 預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類

三 貸借対照表、損益計算書その他の法人の財務状況及び経営状況を確認できる書類

四 納税証明書

五 事業経歴書

六 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

口和1万5千トン岸壁	20
口和1万5千トン岸壁	20
中島1万5千トン岸壁	15

を

「口和1万5千トン岸壁 20
口和三河1号岸壁 10
口和三河2号岸壁 10
中島1万5千トン岸壁 15」

に改める。

様式第二号から様式第七号まで及び様式第十号から様式第十二号までの様式中「.」を「.」に改

める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の港湾施設等管理条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の港湾施設等管理条例施行規則の規定によるものとみなす。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 港湾法施行令第十四条第二号に規定する港湾管理者が指定する廃物は、汚物（ごみ、燃え殻、汚泥及びふん尿をいう。）、汚水、廃液、鉱さい、土砂その他これらに類するものとする。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

港 湾 区 域

港湾名	区 域
仙台塩釜 (仙台港区)	御殿崎(北緯38度16分40秒、東経141度3分11秒)から97度6.620mの地点まで引いた線、同地点から209度3,480mの地点まで引いた線、同地点から277度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)の規定により指定された松ヶ浜漁港の区域を除く。
仙台塩釜 (塩釜港区)	腕崎(北緯38度21分5秒、東経141度3分57秒)から117度5,600mの地点まで引いた線、同地点から109度に引いた線、唐戸島南端から254度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生北開門以北の貞山運河水面 ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された桂島漁港、野々島漁港、浜田漁港及び須賀漁港の区域並びに塩釜港漁港区域のうち、地藏島灯台(北緯38度19分21.67秒、東経141度4分15.76秒)から301度30分3,521mの地点から60度30分286mの地点まで引いた線、同地点から355度80mの地点まで引いた線、同地点から54度425mの地点まで引いた線、同地点から115度1,300mの地点まで引いた線、同地点から152度30分1,780mの地点まで引いた線、同地点から263度30分2,045mの地点まで引いた線、同地点から273度744mの地点まで引いた線、同地点から359度30分に引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。
仙台塩釜 (石巻港区)	下台三角点(1.9m)(北緯38度24分44秒、東経141度14分15秒)から161度3,900mの地点まで引いた線、同地点から83度5,800mの地点まで引いた線、同地点から0度1,480mの地点まで引いた線、同地点から265度360mの地点まで引いた線、同地点から5度1,405mの地点まで引いた線、同地点から349度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東内海橋及び西内海橋下流の旧北上川河川水面、北北上運河左岸及び南北上運河右岸と定川右岸及び左岸との各交差点を結んだ線から下流の定川河川水面及び釜入江水面
仙台塩釜 (松島港区)	高城川右岸川口突端(北緯38度22分24秒、東経141度4分18秒)から127度590mの地点まで引いた線、同地点から168度2,500mの地点まで引いた線、同地点から235度360mの地点まで引いた線、同地点から296度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
女川	大貝崎から赤根崎南端を見通した線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された女川漁港、塚浜漁港、竹浦漁港、桐崎漁港、飯子浜漁港及び野々浜漁港の区域を除く。
荻浜	狐穴崎から割石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
雄勝	丁名崎西南端から大磯崎東端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された雄勝漁港、明神漁港、小島漁港及び水浜分浜漁港の区域を除く。
金華山	船着場突堤基部を中心として半径800mの円内の海面
気仙沼	気仙沼市字三の浜一番地先南端海岸(北緯38度52分37秒、東経141度36分30秒)から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された気仙沼漁港の区域を除く。
御崎	磯崎(北緯38度51分33秒、東経141度40分5秒)から234度27分200mの地点まで引いた線、同地点から145度350mの地点まで引いた線、同地点から70度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第二中	「日和1万5千トノ岸壁 中島1万5千トノ岸壁」	20 15」を
-------	----------------------------	------------

「日和1万5千トノ岸壁 日和3河1号岸壁 日和3河2号岸壁 中島1万5千トノ岸壁」	20 10 10 15」	に、「」を、「」に改める。
--	-----------------------	---------------

様式第一号から様式第十号までの様式中「」を「」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「申請書」の下に「等」を加え、同条第四項中「第一条の三第一項若しくは第二項」を「第一条の三第一項、第四項若しくは第五項、省令第二条の二第一項」に、「第十条の十六」を「第十条の十六第一項」に、「第十条の二十一」を「第十条の二十一第一項」に改める。

第二十六条の三第一項中「第百三十八条第三項第一号」を「第百三十八条第四項第一号」に改める。

第二十七条第一項中「に確認通知書を添えて」を「を」に改める。

第二十九条第一項中「(甲)項」を「(乙)項」に改める。

第三十四条中「第六項（政令第百三十七条の五第一号）を「第七項（政令第百三十七条の八第一号から第三号まで）」に、「自動車車庫等」を「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等（法第五十二条第三項に規定する老人ホーム等をいう。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分、

同条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改める。

様式第五号及び様式第六号、様式第八号から様式第九号までの様式、様式第十一号の二から様式第十三号までの様式、様式第十五号、様式第十八号から様式第二十一号までの様式、様式第二十三号から様式第二十七号までの様式並びに様式第二十九号中「」を「」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築基準法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の建築基準法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十号

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和四十九年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。

別記様式中「」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百二十九号

平成十三年宮城県告示第九百五十七号（漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

題名を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定

「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

○宮城県告示第二百三十号

昭和二十九年宮城県告示第三百三十号（港湾区域決定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「漁港法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

○宮城県告示第二百三十一号

昭和三十八年宮城県告示第四百三十六号（港湾区域の認定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「漁港法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

○宮城県告示第二百三十二号

平成二十四年宮城県告示第七百八十五号（仙台塩釜港港湾区域の変更）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。